

住宅リフォーム費用の補助制度を創設しました！

福島町では、町民の皆様が安心して快適に暮らせる住環境の向上と定住人口の確保及び町内経済の活性化を図ることを目的に、住宅のリフォーム工事の費用に対し補助金を交付します。補助金を受けるには、いくつか要件がありますので、事前にご確認・ご相談ください。

補助対象者は？

リフォーム工事を行う住宅に、**現在住まれている方**、または**居住しようとする方**で、次の**全てに当てはまる方**（共同所有の場合はいずれかの一人に限ります）が対象です。

- 町内に住所を有する方
- リフォーム工事を行う住宅の所有者または所有者の直系親族の方
- 町税等に滞納がない方（世帯全員が対象）

補助対象の住宅は？

町内に建設されている個人名義の住宅（併用住宅の場合は住宅用途部分のみ）が対象です。

※ 車庫・物置、舗装などの外構工事、他の補助金等を活用したリフォーム工事は補助対象外となります。

補助対象工事

次の**全てに当てはまる工事**が対象です。

- 住環境の向上のために行う、増築・改築・修繕・模様替え及び設備改修等のリフォーム工事であること
- リフォームに要する経費が30万円以上の工事（消費税等含む）であること
- 町内の建設業者等が施工する工事であること
- 補助金交付決定前に着工しておらず、申請年度の3月31日までに実績報告書を提出できる工事であること

補助金額

補助対象工事費の10%以内で、1,000円未満は切り捨てとなります。

補助金の**限度額は30万円**です。

ご注意ください！

補助期間は**令和4年度から令和6年度**までの3年間です。

※ 申請が予算額（300万円）に達した場合、受付を終了する場合がありますので、予めご承知おきください。

お問い合わせ先

福島町役場 企画課企画係 ☎47-3007

❗ 申請を希望される方は、一度ご相談ください。ご相談に来られる際に工事内容や金額が示された見積書をご用意の上ご相談いただくと、申請手続きがスムーズになります。